

平成 21 年度日本看護系大学協議会 第 3 回役員会 議事録 (案)

日時：平成 21 年 7 月 25 日 (土) 16:00～20:00

場所：五反田事務所

【出席者】

役員：中山、野嶋、小泉、高橋、田村、野並、正木、小島、濱田、リボウィッツ (敬称略)

事務局：横田、大竹 (記録)

1. 第 2 回役員会議録(案)の確認 資料 1

議事録(案)の法人化検討委員会の議事(p.7)に関して、リボウィッツ幹事から下記のように修正がなされ、了解された。

【修正内容】

本件については、本年度の総会において、法人化検討委員会で 1 年をかけて、規約の整備や維持費の検討、各大学に生じる責任とメリットを明確にし、これらのことを来年度の総会に諮り検討することが決定された。

2. 総会報告 資料 2

総務担当者より平成 21 年度日本看護系大学協議会総会の出席状況および参加者数について下記の内容が報告された。

(1)出席状況：出席 160 校 (国立 40 校、公立 41 校、私立 79 校)、欠席 21 校 (国立 3 校、公立 3 校、私立 15 校)

(2)参加者数：計 223 名 (代表者 159 名、同行者 64 名)

3. 平成 21 年度 事業活動の経過報告

1)常設委員会

(1)専門看護師教育課程認定委員会 (分掌者：野嶋副会長) 資料 3-1 参照

平成 21 年度の専門看護師教育課程認定手続き説明会に関して、参加者は 88 校 158 名であり、活発な質疑応答がなされ、無事に終了したことが報告された。専門看護師教育課程審査申請締切りが 7 月末であるため、今回の役員会において、更新申請ならびに新規申請の審査結果を報告する旨が説明された。

本委員会の委員長が協議会の役員でないことを勘案し、役員会で討議を要する事項がある場合は、委員長に出席してもらうことが了解された。

(2)高等教育行政対策委員会 (分掌者：中山会長、野嶋副会長)

本年度の活動は未だ開始できていないため、早急に委員会を招集し活動を開始する旨が報告された。

(3)FD 委員会 (分掌者：正木幹事) 資料 3-6 参照

第 1 回の委員会において、下記の活動計画が提案されたことが報告された。

【活動計画案】

①FD 研修会の開催

②FD に関するニーズ調査

③大学教員の教育能力に関する客観的な評価指標・基準の作成

④臨地実習指導において新人看護学教員に求められる教育能力に関する指針の提示

報告を受けて、大学教員に求められる教育能力の指標の提示の重要性について検討され、FD 委員会では、当面は「臨地実習指導において新人看護学教員に求められる教育能力に関する指針の提示」を進めていくこと、今後の FD 委員会の役割等は法人化と合わせて検討することが確認された。

(4)看護学教育研究倫理検討委員会（分掌者：小泉幹事） 資料 3-5 参照

第 1 回の委員会において、委員会メンバーに小西恵美子氏が加わることが承認され、ワークショップ開催について下記の内容を決定したことが報告された。

【ワークショップ開催について】

- ①ワークショップを東日本・西日本ブロックに分かれ各 2 回（計 4 回）開催する。
- ②ワークショップでは、2 つのテーマに分かれて討議を行う。
テーマ 1：学生が提供する看護の安全性と看護技術の習得に関する課題の克服
テーマ 2：受持ち患者（利用者）事例から倫理を学習する教育・指導について

報告を受けて、協議会における本委員会の目的や役割について討議され、1) 法人化も視野に入れ、今後、委員会の目的や役割を検討する必要があること、2) 本委員会に限ったことではないが、これまでに作成した報告書をレビューして、課題を整理した上で実践面に反映させていく方策を提示していく必要性があること、が了解された。

(5)広報・出版委員会（分掌者：野並幹事） 資料 3-3 参照

委員会はまだ開催されていないが、本年度の活動としては、ホームページの整備および「看護学教育 IV」の出版準備（日本看護協会出版会より 22 年度に出版予定）であり、「看護学教育 IV」の構成案は下記の内容であることが報告された。また委員を公募したが、応募者はなく、当初予定のメンバーに協力者 1 名加えて本委員会は構成されることが了解された。

【「看護学教員 IV」の構成】

- ①高度実践看護師養成教育課程の実現への活動
- ②看護学教育評価基準・体制確立に関する活動
- ③10 年におよぶ看護系大学教育等に関するデータベースの今後の看護学教育への活用

報告を受けて、10 年におよぶ看護系大学教育等に関するデータベースの活用について討議され、中山会長からデータベースの見直しは前任の理事からの継続課題でもあり、山下幹事と野並幹事で必要な項目の検討・整理をすすめて欲しい旨が伝えられ、了解された。

(6)役員推薦委員会（分掌者：野嶋副会長）

第 1 回の委員会において、下記の内容を継続審議課題としたことが報告された。

【継続審議課題】

- ①法人化への準備の進捗状況に対応させながら次期役員の選出をすすめる。
- ②「申し合せ」であった役員選出方法を法人化に伴って再検討し、「選挙規程」を作成する。

2)臨時委員会

(1)高度実践看護師制度推進委員会（分掌者：田村幹事） 資料 3-7 参照

第 1 回の委員会開催に向けて、野末聖香氏に慶應義塾大学の教員という立場で、委員を要請した旨が報告され、了解された。

本協議会として、NP に関して見解を示していく必要性について討議された。その結果、こうした問題を踏まえながら本委員会において、検討すべき課題をどこに置いていくかを明確にして、活動を進めていくことが了解された。

(2)看護学教育評価機関検討委員会（分掌者：高橋幹事） 資料3-8 参照

第1回の委員会において、下記の内容を検討したことが報告された。

<今後の課題>

- ①海外の学士課程の評価（既存の報告書の日本語版作成）
- ②専門分野別評価
- ③評価項目の精選

<今後の活動計画>

- ①専門領域相互評価（ピアレビュー）によって看護として特化できているのか検討する。
- ②評価基準を作成し、それを多く大学に発信する。
- ③FDに評価基準を利用していくことに関する啓発活動を実施する。

<文部科学省の『平成21年度大学における医療人養成推進等委託事業 実施計画』の実施体制>

- ① 専門分野別評価を認証評価にしていくのかの検討

<委員会の位置づけ>

活動内容を踏まえると、常設委員会とすることも検討する必要がある。

報告を受けて、認証評価のあり方やその実施体制、実施機関等に関して討議された。また文科省の「専門的人材養成のあり方に関するWG」に中山会長の出席が要請されていることを踏まえると、看護学教育の認証評価について、本協議会として指針を提示することが期待されている点が確認された。

(3)国際交流推進委員会（分掌者：中山会長）

委員会は未だ開催していないが、GANSに出席した先生から情報を得て、委員会を開催することが報告された。

(4)法人化検討委員会（分掌者：リボウィッツ幹事）

第1回・第2回の委員会において、下記の内容を検討したことが報告された。

【法人化の必要性和その進め方】

- ①平成20年12月の法改正により一般社団法人化することは、比較的簡単であり、現実的と考える。
- ②将来的には公益法人を目指すにしても、本協議会の運営資金を考慮すると、早急に一般社団法人化することが望ましい。
- ③一般社団法人化に向けては、定款案の精査が最も重要であり、中でも会員校が社員という位置づけになることの合意が必要となる。
- ④税制面からの検討も含め、申請・承認に要する時間を勘案すると、定款作成後、役員会で審議した上で、一般社団法人化の準備を進めていくことを会員校に説明し、来年度の定期総会で承認を受けることが必要となる。そのためには、本年度中に説明会のための臨時総会を開催する必要がある。

報告を受けて、①来年度の定例総会において、一般社団法人化の承認を得るためには本年度中に定款案を作成し、臨時総会を開催してのその説明を実施する必要があること、②法人化を進めるにあたり、既に法人化した団体から情報を収集すること、③法人化の準備と合わせ、組織運営方法の整備を行っていくことが了解された。

(5)組織整備検討委員会（分掌者：野並幹事） 資料3-4 参照

第1回の委員会において、法人化を具体的に目指すにあたり今後、規約、規定集、委員会構成等について、具体的な検討を進めていくことが確認された旨が報告された。

(6)データベース整備・検討委員会（分掌者：山下幹事）

委員会として、本年度は2004年度から2008年度までの5年のデータ分析とこれまでの調査項目について見直し、JANPUとして必要なデータベース整備を検討していくことを目標にしている旨が報告された。また現在、データ入力を実際に行って課題を整理し、今後の方向性を役員会に提示していく考えであることが述べられた。

4. 役員選挙について

法人化を進めることも勘案して、役員推薦委員会からの役員推薦は本年度中に行わないことが了解された。さらに、法人化にあたっては、役員任期（現在は2年毎に約半数交代するように任期をずらしていること）や選出方法（国立・公立・私立のバランス）等の見直しを行う必要があり、指名理事枠の増加も含めて規程を整備していく必要性が確認された。

5. 電子名簿、データベース報告

庶務より下記の報告がなされた。

(1)電子名簿について

7月21日の時点で、現在修正中の大学も含めて、名簿が未完成と思われる大学は7校である。

(2)ホームページの更新状況 資料5

ホームページに「高度実践看護師養成の教育課程に関する提案」を掲載し、「平成21年度専門看護師教育課程基準・審査要項」および「平成21年度専門看護師教育課程認定委員会委員一覧」を更新した。また平成21年度新会員校の追加も完了した。日常的なデータの更新は事務局が担当し、骨子に関わることの検討や整備は広報・出版委員会が担当する。

6. 会計報告 資料6

会計より下記の報告がなされた。

(1)会費の納入について

7月24日の時点で会費未納は1校である。

(2)消費税と法人税の申告および税理士委託内容の変更について

法人化に鑑み、四半期ごとの会計報告を税理士に行っており、第1四半期分は無事終了した。総会に関しては、黒字決算となった。また税理士より法人化を進めるにあたり、現状の本協議会の運営資金を勘案すると、法人税の納入は必要であること、文科省からの助成金にかかる消費税の納入が必要であることの指摘を受けた。これらの税納入に関して了解され、その対応に伴う税理士への委託内容の変更および報酬の増額についても了解された。

7. ホームページの整理について

本協議会の規約、各委員会の活動方針および活動計画、構成メンバーについてはホームページに掲載すること、看護系大学および大学院の数については掲載しないことが確認された。また公益性の観点から会員校数の掲示に関しては検討の余地はあるが、現時点では保留とすることが了解された。

8. 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会の報告

中山会長より下記の報告があった。

(1)本国会で可決された法改正の説明会開催について

保健師および助産師の教育年限がそれぞれ6か月以上から1年以上へ変更したことに伴い、各大学から看護師養成教育において保健師および助産師の養成教育ができなくなるのではないかな等の問い合わせが多い。混乱を避けるため説明の機会を本協議会で設定して欲しい。なお、法の施行は平成22年4月となる。

(2)カリキュラムの改正について

教育年限の延長に伴った単位数の増加だけでなく、教育の質向上を目指したカリキュラムの改正を行い、実施は平成 24 年頃からの見通しである。本協議会におけるコア・カリキュラム作成は、このカリキュラム改正に反映できるように準備をすすめて欲しい。文科省の検討会では、各大学が理念に基づいてカリキュラムを作成していけるように柔軟な対応をしたいと考えている。

(3)保健師教育の選択制について

選択制については、保健師教育に伴う地域実習の場所確保の問題や保健師資格取得を希望しない学生への教育内容等について、今後検討を進める必要がある。保健師養成に必要な単位数増加や保健師教育の大学院教育への移行等、様々な意見がある中、本協議会として保健師教育のあり方についての見解を出していく必要がある。

報告を受けて、以下の内容が承認された。

(1)本協議会として、法改正に伴う説明会を開催する。

厚労省のワーキンググループが 9 月頃には立ち上がる予定である。その点も含めて、東京と関西の 2 か所で説明会が開催できるように、文科省と厚労省の関係者と中山会長が話し合う。8 月中の開催で調整を図る。

(2)モデル・コア・カリキュラムを作成する。

厚労省は、本協議会と協力してコア・カリキュラム作成することを表明しており、高等教育行政対策委員会のワーキンググループが、平成 23 年 3 月の完成を目指して、保健師、看護師、助産師に共通するコア・カリキュラムの開発に取り組む。コア・カリキュラムの検討と提言にあたっては、看護職の養成と大学における教育を混同して捉えられることを避けるために、「保健師教育」という言葉で表現していたものを「学士課程における保健師・助産師・看護師教育」、「保健師国家試験受験資格を付与するための教育」など、厳密に使い分ける。

(3)保健師教育および助産師教育に関しては、本協議会で過去に検討したものがあるので、その内容を踏まえて、本協議会としての見解が出せるか、継続審議とする。

◆次回役員会日程

日時：平成 21 年 11 月 6 日(金) 14:00~20:00

場所：五反田事務所

*役員会に先立って、法人化検討委員会を 11 月 6 日(金)10:00~12:00 に開催、組織整備検討委員会を 12:30~14:00 に開催する。

◆3月の役員会の日程変更：平成 22 年 3 月 6 日(土)開催を 3 月 7 日(日) 13:00~の開催に変更する。